４　法第百七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十、百分の六十又は百分の五十のうち保険資格者が申し出たものとする。ただし、青色申告書を提出する期間が申込日の属する年の前年（法人にあっては、申込日の属する事業年度の前事業年度。以下この項において同じ。）までの四年間に満たない保険資格者にあっては、申込日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当該保険資格者が申し出た割合とする。

（表略）

５　第一項、第三項又は前項ただし書の期間には、所得税法第六十七条の規定の適用を受けている年以前の期間を含めないものとする。

６　第二項、第三項又は第四項ただし書の期間には、一年に満たない事業年度の期間（新たに事業を開始した事業年度の期間を除く。）及び一年を超える事業年度のうちその開始の日から一年を経過した日以後の期間を含めないものとする。

７　第三項の場合における承継又は譲渡に係る被承継人又は譲渡人の事業年度の期間と、当該承継又は譲渡の日に開始する承継人又は譲受人の事業年度の期間との合計が一年間であるときは、前項の規定の適用については、承継人又は譲受人の当該事業年度の期間は、一年間であるものとみなす。

８　次の各号のいずれかに該当するときには、当該各号に定める年又は年度の期間を第一項から第三項まで又は第四項ただし書の期間に含めないことができる。

一・二　（略）

５　法第百七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十、百分の六十又は百分の五十のうち保険資格者が申し出たものとする。ただし、青色申告書を提出する期間が申込日の属する年の前年（法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人（以下「連結親法人」という。）を除く。以下この章において同じ。）にあっては申込日の属する事業年度の前事業年度、連結親法人にあっては申込日の属する連結事業年度の前連結事業年度。以下この項において同じ。）までの四年間に満たない保険資格者にあっては、申込日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当該保険資格者が申し出た割合とする。

（表略）

６　第一項、第四項又は前項ただし書の期間には、所得税法第六十七条の規定の適用を受けている年以前の期間を含めないものとする。

７　第二項から第四項まで又は第五項ただし書の期間には、一年に満たない事業年度又は連結事業年度の期間（新たに事業を開始した事業年度又は連結事業年度の期間を除く。）及び一年を超える事業年度又は連結事業年度のうちその開始の日から一年を経過した日以後の期間を含めないものとする。

８　第四項の場合における承継又は譲渡に係る被承継人又は譲渡人の事業年度又は連結事業年度の期間と、当該承継又は譲渡の日に開始する承継人又は譲受人の事業年度又は連結事業年度の期間との合計が一年間であるときは、前項の規定の適用については、承継人又は譲受人の当該事業年度又は連結事業年度の期間は、一年間であるものとみなす。

９　次の各号のいずれかに該当するときには、当該各号に掲げる年又は年度の期間を第一項から第四項まで又は第五項ただし書の期間に含めないことができる。

一・二　（略）

（削る）

９　保険資格者は、第百八十七条第一項の規定により算定される保険期間中の農業収入金額が第四項の規定により保険資格者が申し出た次の表の上欄に掲げる割合の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額のうち保険資格者が選択した金額を下回る場合は、その選択した金額を保険期間中の農業収入金額とする旨の申出をすることができる。

（表略）

（農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準）

第百七十六条　法第百七十六条第一項第一号及び第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　申込日の属する年（法人にあっては、申込日の属する事業年度。以下同じ。）及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。

二・三　（略）

（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条　法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　（略）

二　法人にあっては、申込日の属する年までの五年間（申込日の属する年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあっては、申込日の属する年までの当該期間）

２　前項第一号に掲げる期間については第百七十五条第三項、第五項及び第八項の規定を、前項第二号に掲げる期間については同条第三項及び第六項から第八項までの規定を準用する。

三　連結親法人の場合にあっては、新たに事業を開始した連結事業年度の農業収入金額が零円のとき又は新たに事業を開始した連結事業年度の期間が一年に満たないとき　当該連結事業年度

10　保険資格者は、第百八十七条第一項の規定により算定される保険期間中の農業収入金額が第五項の規定により保険資格者が申し出た次の表の上欄に掲げる割合の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額のうち保険資格者が選択した金額を下回る場合は、その選択した金額を保険期間中の農業収入金額とする旨の申出をすることができる。

（表略）

（農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準）

第百七十六条　法第百七十六条第一項第一号から第三号までの農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　申込日の属する年（法人にあっては申込日の属する事業年度、連結親法人にあっては申込日の属する連結事業年度。以下同じ。）及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。

二・三　（略）

（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条　法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　（略）

二　法人及び連結親法人にあっては、申込日の属する年までの五年間（申込日の属する年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあっては、申込日の属する年までの当該期間）

２　前項第一号に掲げる期間については第百七十五条第四項、第六項及び第九項の規定を、前項第二号に掲げる期間については同条第四項及び第七項から第九項までの規定を準用する。